

ベースロード市場について

2023年4月5日

資源エネルギー庁

はじめに

- 前回の制度検討作業部会では、長期商品における価格の事後調整スキームや、2023年以降のオークションにおける商品のあり方、また、制度的供出量の控除の考え方についてご議論いただいた。
- 今回は、前回に引き続き、①長期商品との相互関係を踏まえた1年商品のあり方に加え、②事後調整スキームの具体的な設計や、③制度的供出量の控除の考え方について、ご議論いただきたい。

1. 長期商品・1年商品の在り方

2. 燃料費の事後調整スキームに関する詳細設計

3. 制度的供出量の控除の考え方

3-1 長期相対契約インセンティブ

3-2 BL市場創設後の電源開発の電源切り出し

3-3 常時BU控除

論点 1 : 長期商品・1年商品の関係性を踏まえた商品のあり方について

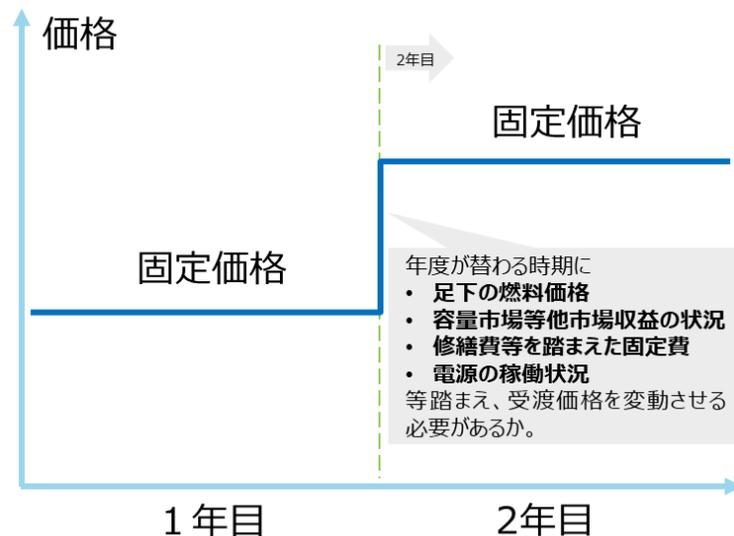
- 第76回制度検討作業部会（2023年2月27日）では、受渡期間が1年を超える商品をB L市場に導入する場合、売手・買手双方のリスクを軽減するため、価格の事後調整スキーム等の導入も考えられることから、どのような対応方法が取り得るかご議論いただいた。
- 固定価格取引をベースとし、年度が切り替わる際に受渡価格を変更する案や、燃料費調整制度のようなスキームにより価格変動を反映させる案をお示したところ、市場が複雑化することに対する懸念はあるものの、長期商品は、基本的には事後調整付取引を主軸として検討するべきではないか等、ご意見をいただいた。
- 今回は、前回のご議論を踏まえ、長期商品は事後調整付取引とする案を主軸としたうえで、長期商品との相互関係も踏まえ、1年商品はどのように考えられるか、どのようなオークションのあり方が考えられるか、ご議論いただきたい。

(参考) 第76回制度検討作業部会におけるご意見

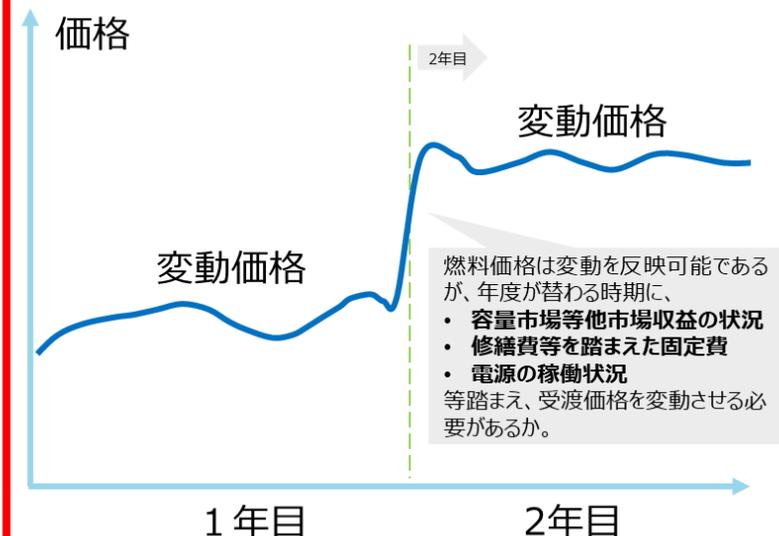
- 両案いずれもあり得ると思われるが、**案①は案②よりも価格算定方法が難しいのではないか**。一方、案②は過度な利益の抑制並びに回収抑制等も踏まえると有効な案だと思うが、**市場が複雑になることには懸念**がある。
- 延長のオプションを持つことも、既得権的に容量を確保してしまうことになるため、**オプション設定の議論も避けた方が良いでしょう**に考える。
- **長期取引実施時は、案2のように石炭価格のボラに対応することが望ましいか**。うまく機能すれば、BL市場の趣旨に資するものになると考える。
- **対応案①について、延長オプション制については売手・買手の利害が合わない可能性**。一定の係数を掛けることになるかもしれないが、なかなか難しく、取引も活性化しない可能性。一方、案②も調整係数の設定が難しく、両案とも設定の難しさとメリットがある。両案とも否定するつもりはなく、並列させることも考えられる。
- **燃料価格を自動的に反映する案が有効、案②みたいな案が必須ではないか**。
- 今後もボラが発生する可能性があり、技術的課題はあるが、制度的供出を設ける以上、**発電に要するコストの回収は重要であるため、案②のような対応が重要ではないか**。

<長期商品における価格の調整スキーム案のイメージ>

案①：年度が切り替わる際に、受渡価格を足下の燃料価格等に応じた価格に変更する



案②：燃料費調整制度のように、燃料価格等の変動を自動的に反映する



長期商品との相互関係も踏まえた 1 年商品のあり方について (1 / 2)

- 制度設計専門会合や制度検討作業部会におけるご議論を踏まえると、1 年商品については、従来通り固定価格取引とするか、燃料費の価格変動リスクへに対応するため、事後調整付取引とするか、あるいはその両取引を行うこととするか検討する必要がある。
- 1 年商品について、固定価格取引を継続とした場合、特にひっ迫以降において、BL 市場の 1 つの役割とされてきた**固定価格取引による市場価格のヘッジ機能を維持することが可能**。先渡市場等がまだ活発化していないなか、固定価格取引を提供する市場として、一定の役割を果たすことが考えられる。
- 一方、1 年商品を事後調整付取引のみとした場合、固定価格取引における課題は解消されるが、**固定価格取引を要望する事業者の声もあるなか、固定価格取引によるヘッジ機能は失われることとなる**。
- また、長期商品が事後調整付取引であるため、**1 年商品と長期商品が完全に重複してしまう点も課題**。

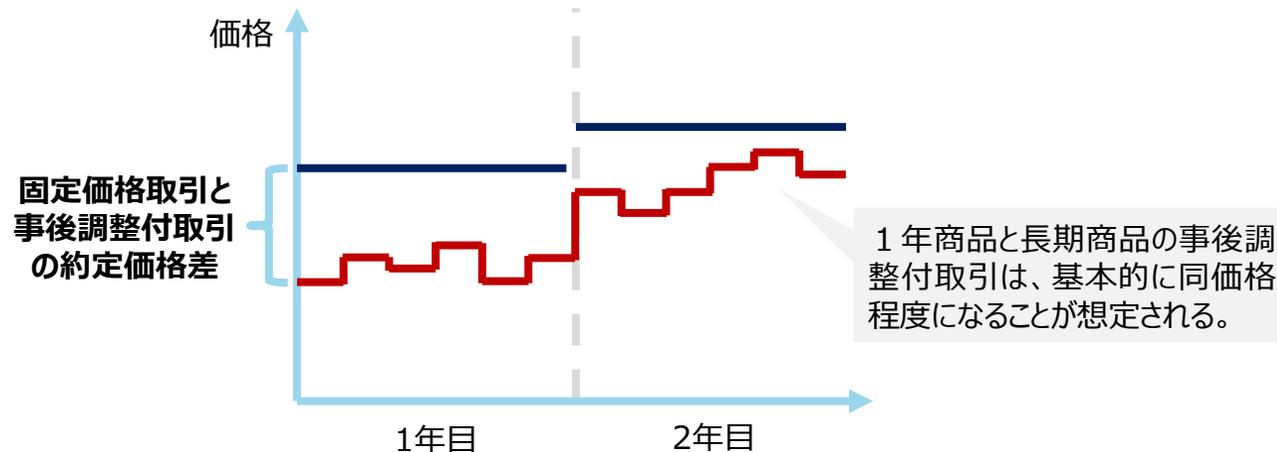
< 1 年商品と長期商品の組み合わせイメージ >

1 年商品	長期商品
固定価格取引	事後調整付取引
事後調整付取引	事後調整付取引
固定価格取引 + 事後調整付取引	事後調整付取引

長期商品との相互関係も踏まえた1年商品のあり方について（2 / 2）

- 固定価格取引だけでなく、事後調整付取引も行われる場合、売入札者は事後調整付取引の約定可能性を踏まえ、固定価格のあり方を見直す可能性があることに加え、**両取引の価格差が明確になることで、固定価格取引の価格設定を見直す動機はさらに強まるのではないか。**
- そのような点や、固定価格でヘッジを行うことが可能という、BL市場の特性を維持することも意義があることを踏まえると、**1年商品を事後調整付取引のみとすることは、望ましくないと考えられるのではないか。**
- そのため、1年商品については、固定価格取引とすることや、固定価格取引と事後調整付取引の両者を扱うことを軸に、検討することが考えられる。そのうえで、長期商品との相互関係も考慮すると、どのオークションでどの取引を行うかによっても得られる効果が異なると考えられるため、**各オークションの取り扱いも踏まえ、検討を深める必要がある。**

＜固定価格取引（1年商品）と事後調整付取引（1年商品・長期商品）のイメージ＞



1 年商品において固定価格取引と事後調整付取引を両方取り扱う場合（1 / 2）

- 1 年商品において固定価格取引と事後調整付取引の両方を取り扱う場合、どのオークションにおいて、どの取引を実施するかだけでなく、長期商品をどのオークションで取引するかも合わせて検討する必要がある。
- 過去のBL市場の傾向として、固定価格取引はオークション回数を重ねるなかで、売手・買手の価格水準の乖離が縮小し、約定量が増加する傾向がある。そのため、固定価格取引は取引回数を重ねる意義があるとも考えられるが、他方、事後調整付取引は、回数を重ねても売応札の価格は大きく変わらない可能性が高く、回数を重ねる意義は小さいとも考えられる。
- 一方、年に1度しか事後調整付取引を扱わない等、取引機会が少ない場合は、事業者の試行錯誤の機会が少なく、売手・買手の目線が揃わないまま、市場が機能しない可能性もある。
- そのため、事後調整付取引の1年商品と長期商品が重複することを踏まえ、1年商品の事後調整付取引、長期商品の事後調整付取引の両者を合わせて複数回実施することで、売手・買手の価格の乖離も縮小すると考えられるのではないか。よって、どのオークションにおいて、長期商品を取り扱うべきかについては、1年商品のあり方と合わせて検討する必要があるのではないか。

1 回目

2 回目

3 回目

固定価格取引

固定価格取引

固定価格取引 …

事後調整付取引

事後調整付取引

事後調整付取引 …

1 年商品 or 長期商品

1 年商品 or 長期商品

1 年商品 or 長期商品

回数を重ねることで、売り・買いの価格水準の乖離も縮小し、約定量も増加すると考えられるのではないか。

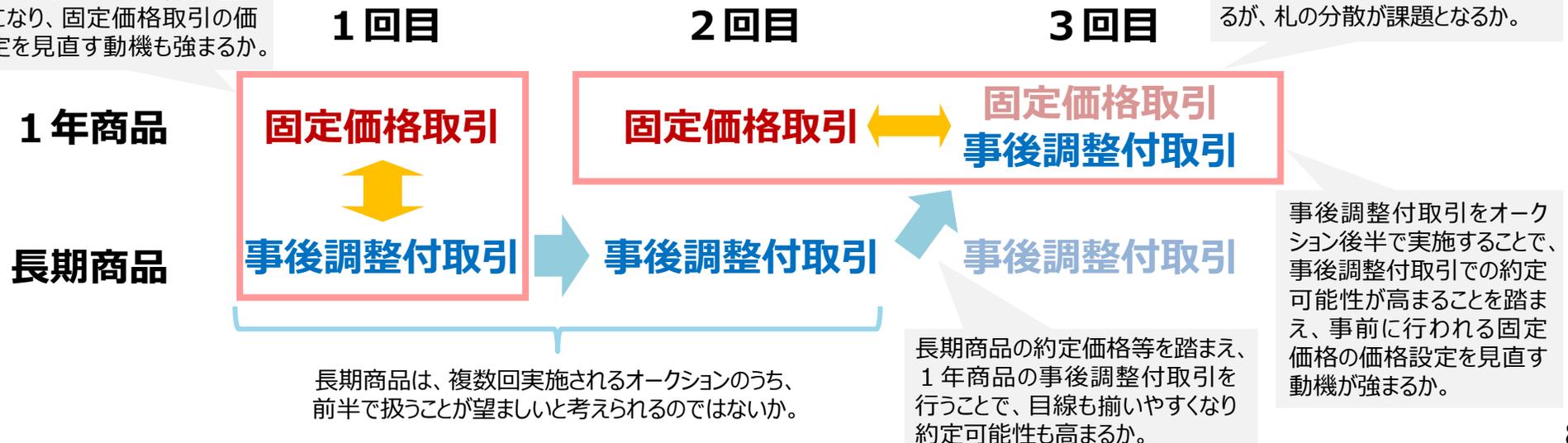
回数が少ないと売手・買手の目線が揃わない可能性があるが、1年商品・長期商品合わせて複数回実施することで、価格水準の乖離も縮小する。

1年商品において固定価格取引と事後調整付取引を両方取り扱う場合（2 / 2）

- 長期商品は、取り扱うオークションを限定すること等も考えられるが、固定価格取引と事後調整付取引を同時に取引することで、両者の価格差が明確になり、売入札者が固定価格取引の設定を見直す動機も強まると考えられることから、1年の固定価格取引を扱うオークションにおいて、長期商品を同時に取り扱うことが考えられるのではないか。
- また、電源調達時には、通常、長期の取引から確定させていくことを考えると、長期商品を取り扱うオークションについては、複数回実施されるオークションのうち、前半で扱うことが望ましいと考えられるのではないか。
- そのような点や、各オークションにおいて取り扱う商品が過剰である場合、札が分散してしまい、かえって約定量が減少してしまう可能性も踏まえ、検討する必要がある。

固定価格取引と事後調整付取引を同時に行うことで、価格差が明確になり、固定価格取引の価格設定を見直す動機も強まるか。

事後調整付取引・固定価格取引の両方を同時にすることも考えられるが、札の分散が課題となるか。



(参考) 制度設計専門会合における議論

- 第82回制度設計専門会合（2023年2月20日）では、第3回オークションに事後調整付取引の1年商品を導入することにより、売手が第1回、第2回オークションにおける固定価格の設定を見直す動機が強まる可能性があるとしてされている。

【論点3-2】事後清算スキームを導入する回等について

(出典) 第82回制度設計専門会合
(2023年2月20日) 資料6より抜粋

- 少なくとも1回のオークションに燃料費の事後清算スキームを導入すれば、コストベースの価格で調達できる機会が買い手に確保されることとなり、BL電源への内外無差別なアクセス機会は一定程度確保されるのではないかと。
- その際、第3回オークションに事後清算スキームを導入することとすれば、第3回における約定可能性が高まることで、売手が第1回、第2回オークションにおける固定価格の設定を見直す動機が強まるのではないかと。
- 逆に、事後清算スキームを第1回または第2回オークションに導入すると、以降の固定価格によるオークションにおけるリスクプレミアムの課題が残ることとなる。また、それらのオークションにおける燃料費の見積りに一定の規律を導入すると、発電事業者が費用を回収できないリスクが残ることとなる。
- ついては、第3回オークションに事後清算スキームを入れることとし、第1回、第2回オークションについては現行のルールを維持することが適切ではないか。

■ 第80回制度設計専門会合での委員・オブザーバーご意見

・そのうえで、この事務局の整理では、第3回で燃調付があれば、前の回でも無茶な価格は付けないだろう。そうだとするとある種の規律、厳しい制約はしなくても良いかもしれない整理が書かれているわけで、実際私も前回はそういいましたが、私は少なくとも前回の松本オブザーバーの発言をきいてとても心配になった。**第1回・第2回についても無茶なことをしかなない。規律不要だという整理で本当に良いのかどうかについてはもう一度考える余地があるのではないかと。**

・応札準備や制度の複雑性を回避する観点から、仮に1回・1回の応札で2つのメニューを設けることでのデメリットがあるのだとすれば燃調商品に一本化する方が良いのではないかと思いました。固定価格によるヘッジニーズという意味では、夏季冬季の短期間でのニーズの方が高いものですから、すべてをBL市場でカバーすべきではなく、先物市場の充実・活性化という方向に志向していくのが良いのではないかと。ハイブリッドも含めて固定価格を残すというのであれば、松村委員コメントのように**前回議論の案1はもはや必須**と考えています。

1年商品において固定価格取引のみを取り扱う場合

- 1年商品において固定価格取引のみを取り扱う場合は、基本的に全オークションで固定価格取引を実施することが考えられるため、長期商品をどのオークションで取引するかによって、得られる効果が変わると考えられる。
- その場合、長期商品についても、全オークションにおいて長期商品を取り扱うこととすれば、固定価格取引と事後調整付取引の価格差が明らかになるため、**固定価格取引の設定を見直す動機が強まるのではないか。**

固定価格取引と事後調整付取引を同時に行うことで、価格差が明確になり、固定価格取引の価格設定を見直す動機も強まるか。



1年商品の固定価格取引を扱うオークションにおいて、長期商品も取り扱うことが望ましいか。

考えられる対応案について

- 長期商品との相互関係も踏まえると、以下のような対応案が考えられる。
- 各案それぞれに特徴があるものの、固定価格取引が3回実施され、売手・買手の価格水準の乖離が縮小する可能性があるだけでなく、第3回に1年商品の事後調整付取引を行うことに加え、固定価格取引（1年商品）と事後調整付取引（長期商品）を同時に扱い、価格差が明確になることにより、固定価格取引の価格設定が見直される動機も強まると考えられる、**案②が望ましいと考えられるのではないか。**

		第1回	第2回	第3回	
案①	1年商品	固定価格取引	固定価格取引	事後調整付取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定価格取引（1年商品）と事後調整付取引（長期商品）を同時に扱うことで、長期的な取引から確定させることと同時に、1年商品についても、事後調整付取引との価格差が明確になることで、価格設定を見直す動機も強まると考えられる。 ● 買手事業者としては、第1回・第2回の事後調整付取引の約定価格を踏まえつつ、第3回オークションでは、事後調整付取引の取引期間を選択のうえ、入札できることになる。 ● 一方、固定価格取引は2回しか行われないため、売手・買手の価格水準の乖離が縮小しないままとなる可能性もある。
	長期商品	事後調整付取引	事後調整付取引	事後調整付取引	
案②	1年商品	固定価格取引	固定価格取引	固定価格取引 事後調整付取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 前半のオークションについては、案①と同様の効果が期待可能。 ● 1年商品について、第3回オークションにおいて固定価格取引・事後調整付取引の両者を扱うことで、固定価格取引の応札価格の乖離も縮小する等、案①にはないメリットがある。 ● 一方で、第3回オークションにおける売札の振り分けについては、別途検討が必要となる。
	長期商品	事後調整付取引	事後調整付取引	(事後調整付取引)	
案③	1年商品	固定価格取引	固定価格取引	固定価格取引	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後調整付取引と固定価格取引が同時に取引され、固定価格取引の価格を見直す動機が強まると考えられる。 ● 長期商品は事後調整付取引、1年商品は固定価格取引となり、商品が重複することもなく、棲み分けが可能。 ● 他案と比較し、固定価格取引の設定を見直す動機が弱いと考えられる。
	長期商品	事後調整付取引	事後調整付取引	事後調整付取引	

1. 長期商品・1年商品の在り方
- 2. 燃料費の事後調整スキームに関する詳細設計**
3. 制度的供出量の控除の考え方
 - 3-1 長期相対契約インセンティブ
 - 3-2 BL市場創設後の電源開発の電源切り出し
 - 3-3 常時BU控除

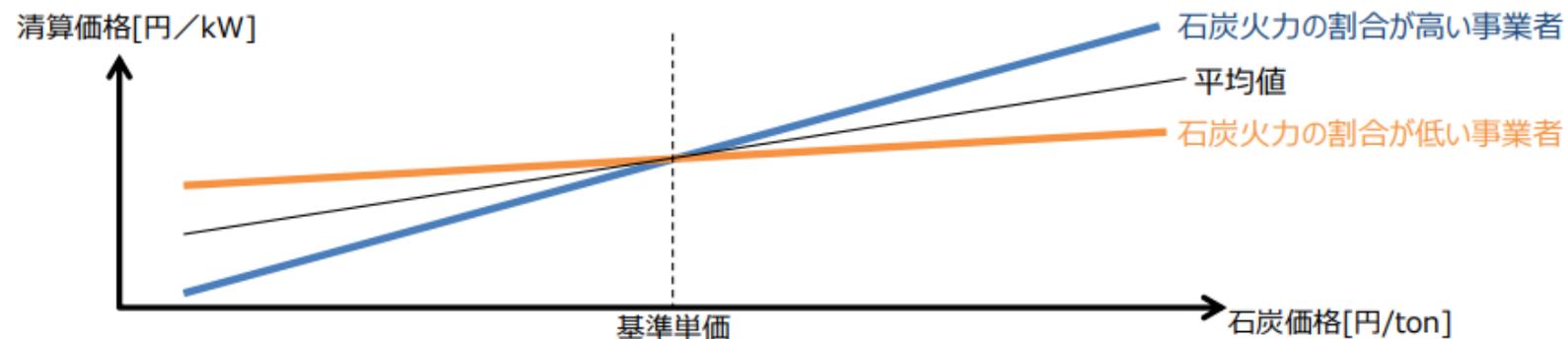
制度設計専門会合における事後調整スキームの議論

- 制度設計専門会合では、燃料費の価格変動リスクについて、大規模発電事業者の裁量の余地が大きく、算定次第では実質的な売り惜しみに繋がる可能性もあることから、制度の見直しを検討する必要があるとして、事後調整スキームの導入を主軸に検討を行ってきた。
- 事後調整スキームの調整単価の算定方法については、エリア毎に共通の単価を設定する案も考えられる一方、事業者ごとに電源構成が異なり、燃料費の変動による価格への影響が異なるなか、事業者ごとに異なる単価を設定することも考えられる。
- 制度設計専門会合では、エリア毎の調整単価を定めた場合、売手事業者に一定のリスクが発生し、リスクプレミアムに関する課題が解消されない可能性があることから、事業者毎に異なる調整単価を設定することが適切ではないかとされた。
- 一方で、事業者毎に異なる調整単価を設定した場合、買手事業者としてはオークション結果が分かるまで、どのような調整単価が適用されることになるか、正確に分からないこととなる。その場合、買手事業者のリスク軽減のため、一定の条件のもと、約定後にキャンセルする権利を付与することも考えられると示された。

【論点2】案① エリアごとに共通の係数を設定

- 市場で取引される商品を標準化するという観点からは、オークション開催エリアごとに共通の係数を設定することが考えられるのではないかと。
- 例えば、各エリアにおける大規模発電事業者の平均的な電源構成に基づいて係数を設定することが考えられるのではないかと。
- 一方で、個々の発電事業者にとっては、実際の電源構成と異なる係数に基づいて事後清算が行われることとなるため、市況次第で買い手・売り手双方が実際の燃料価格の変動とは異なる価格変動リスクに晒されることとなるが、これは許容可能と考えられるか。あるいは、大規模発電事業者の費用回収の観点から、平均との乖離に相当するだけのプレミアムを織り込むといった方法も考えられるか。

(エリアの平均値に基づく燃調を採用した場合の清算価格の変動イメージ)



【論点2】案② 事業者ごとに異なる係数を設定

- より燃料価格の変動に即した事後清算を行う観点からは、事業者ごとに異なる係数を設定することが考えられるのではないかと。その際、市場の細分化を避けるためには、オークションの約定結果を踏まえて、どの売り手の係数がどの買い手に適用されることになるか、明確化することが必要となると考えられる。
- 例えば、以下のようなスキームが考えられるのではないかと。
 - ・すべての事業者は、基準石炭価格を燃料費として織り込んだ供出価格とは別に各々の電源構成に基づく調整単価を設定し、オークションの結果約定した売り手の係数を事後清算に適用することとする。
 - ・オークションの結果、同じエリアで2以上の事業者の売り札が同時に約定した場合にはそれらの売り約定量を買い手ごとに買い約定量に応じて比例配分した上で、それぞれの係数を事後清算に適用することとする。(例：発電事業者Aが10kWh、発電事業者Bが20kWh売り約定し、小売事業者Cが30kWh買い約定した場合、Cの買い約定量のうち10kWhにはAの、20kWhにはBの係数をそれぞれ適用。)
- この際、買い手にとってはオークション結果が分かるまでどのような係数が適用されることになるか正確に分からないこととなるが、この点をどう考えるか。例えば、オークション直後に係数を確認した上で、一定期間内であれば買いをキャンセルすることを可能とすることも考えられるか。他方、キャンセルを可能とすることで、非常に高値での買いを入れる事業者が現れるなど、入札行動に影響が出る可能性もあるが、どのように考えるか。
- その他にも、事業者ごとに電源構成に応じた係数を設定しつつ、市場の細分化を避けるスキームとして、どのようなものが考えられるか。

【論点2-2】買い手によるキャンセル等②

案1:売り手の調整単価をオークション前に買い手に通知することとし、買い手によるキャンセル制度は設けない

→事前に売り手の調整単価をオークション前に買い手に通知することで、買い手は一定の商品情報が得られることに加えて、キャンセル制度を設けないことによって、そもそもの制度の複雑化や制度の濫用といった懸念が回避できるのではないか。

案2:売り手の調整単価をオークション前に買い手に通知することとし、買い手はその中で購入を希望しない条件を市場運営者にオークション前に登録する(購入希望条件付きの応札)

→買い手が購入を希望しない調整単価がある場合には事前にそれを市場運営者(JEPX)に登録し、通常の約定処理後にJEPXが当該登録内容に基づき一部の約定札をキャンセルし約定結果を確定することとしてはどうか。なお、その際、約定処理の複雑化を回避するためキャンセル後の再計算は行わないことを想定。

案3:買い手が約定結果を踏まえ、一定量の買い約定札をキャンセル可能とする(キャンセル)

→買い手が約定結果を踏まえ、キャンセルを行うことを可能とする一方、濫用を防ぐ観点からキャンセル可能量を一定量(例えば、約定量の半分)までとしてはどうか。また、キャンセルを行う場合には、約定後の一定期間内(例えば、1週間以内)に行う必要があることとしてはどうか。なお、その際、約定処理の複雑化を回避するため、キャンセル後の再計算は行わないことを想定。

論点 2 : 事後調整スキームの詳細設計

- 事業者毎に調整単価を設定することによるリスクへの対応として、買手事業者にキャンセル権を付与した場合、キャンセル権に適切な条件が定められていない場合、キャンセルが相次ぐ等、売手事業者に過大なリスクが発生する可能性がある。
※例えば、売入札者が約定後に燃料価格のヘッジを行っていた場合、ヘッジ後に約定量のキャンセルが発生すると、ヘッジの解消を行う必要があり、そのためのコスト等が発生する可能性がある。
- 一方で、エリア毎に共通の単価を設定する場合、調整単価と自社の電源構成に基づくコストの差（リスクプレミアム）にどのように対応するかが課題となる。その場合、売手側に発生するリスクを軽減するため、電源構成に基づく調整単価が近い制度的供出者が属するエリアをまとめ、1つの市場範囲とすることも考えられるが、**市場範囲が細分化されてしまう可能性が高い。**
- 売手・買手事業者へのリスクを踏まえると、どのような対応が望ましいと考えられるか。また、制度的供出者以外の売入札の調整係数の扱い等については、どのように考えるか。

	売手事業者	買手事業者
事業者毎に異なる調整係数を設定	<ul style="list-style-type: none"> 各社毎に調整係数を算定できるため、電源構成の不一致等によるリスクは発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> オークション結果が分かるまで、どのような調整単価が適用されることになるか、正確に分からないため、リスクが発生。 買手事業者のリスク緩和のため、約定後のキャンセル権等を付与した場合、その設定によっては売手事業者にもリスクが発生。
エリア毎に共通の調整係数を設定	<ul style="list-style-type: none"> エリアに設定された調整係数と自社の電源構成が一致しないため、リスクが発生。 	<ul style="list-style-type: none"> エリアごとの調整係数が適用されるため、どのような係数が適用されるか分からない等のリスクは発生しない。

1. 長期商品・1年商品の在り方
2. 燃料費の事後調整スキームに関する詳細設計
3. **制度的供出量の控除の考え方**
 - 3-1 **長期相対契約インセンティブ**
 - 3-2 **BL市場創設後の電源開発の電源切り出し**
 - 3-3 **常時BU控除**

論点3 - 1 : 長期相対契約インセンティブの条件について

- 第73回制度検討作業部会において、長期の取引を促進する方法としては、B L市場において商品設計するほか、長期の相対契約量を別途B L市場の制度的供出量から控除する等、インセンティブを付与することも考えられるとした。
- 具体的な方法としては、長期取引を活性化させる観点から、例えば、B L市場の長期商品について、制度的供出量のうち一定量以上の供出が行われるよう設定したうえで、**主に長期商品への供出量から長期相対契約の契約量を控除することを基本とし、一定以上の長期取引が行われるよう促進すること等が考えられるのではないか。**その場合、**どのような長期相対契約を控除対象とすることが考えられるか。**
- 例えば、1年商品において、供出量の控除対象としている適格相対契約は、B L市場と同等の価値を有する契約を控除するため、70%以上の負荷率を求める等、一定の条件を付している。
- 一方、長期相対契約インセンティブの控除は、長期取引の促進が目的であること、期間が長い契約ほど売手・買手の事情を踏まえた設定が必要であり、定型化が難しいことを踏まえ、**一定期間以上の契約であれば、負荷率等の条件を定めないこととしてはどうか。**ただし、B L市場の趣旨を踏まえ、自己またはグループ内の小売部門との契約は対象外とすることが考えられるのではないか。

項目	適格相対契約の条件	長期相対契約インセンティブの条件 (案)
控除条件としての負荷率	70%以上	<u>条件は設定しない</u>
控除条件としての契約期間	6ヶ月以上	<u>1年6ヶ月以上</u>
控除量	負荷率に応じた計算	負荷率に応じた計算
控除対象外とする契約	自己またはグループ内契約	<u>自己またはグループ内契約</u>
控除上限値	定める	<u>長期商品への供出量からの控除を基本とし、別途検討が必要</u>
控除対象とする契約	受渡し年度 - 2年度	受渡し年度 - 2年度

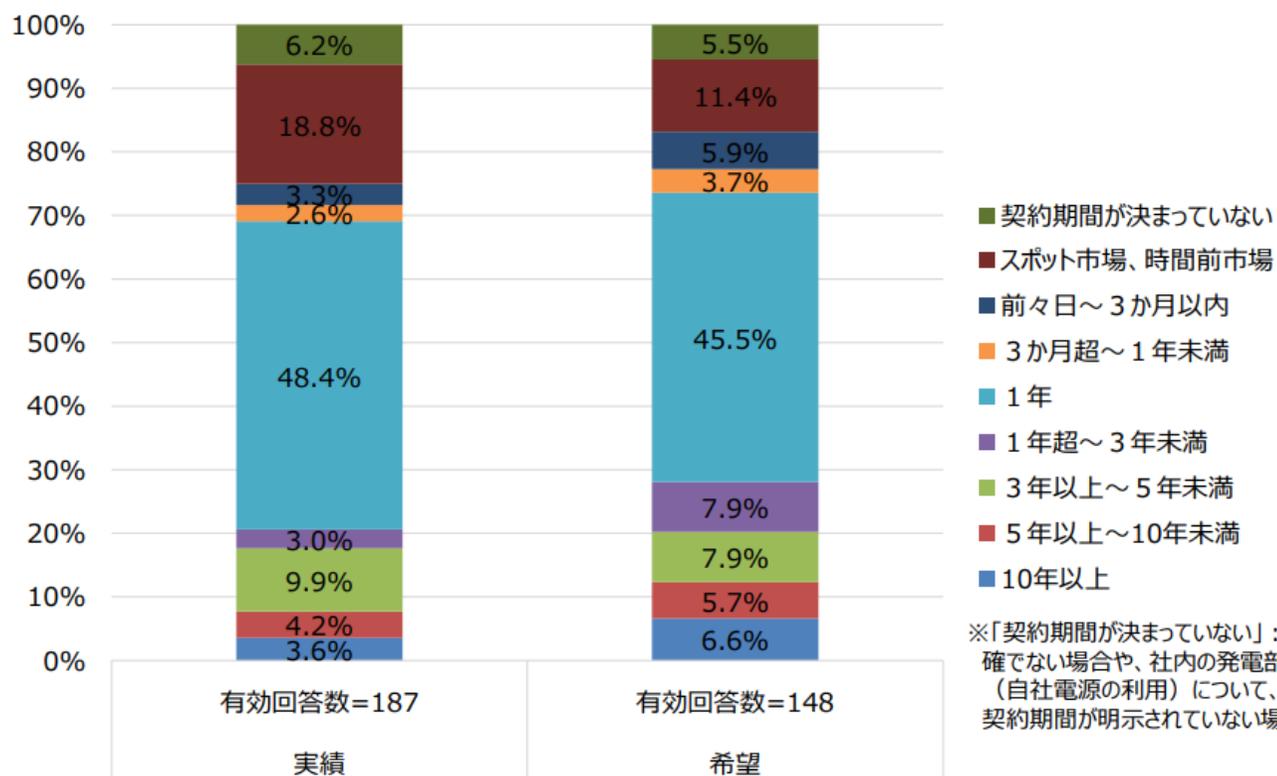
(参考) 小売電気事業者が希望する電気の調達先

- 小売電気事業者としては、電源調達ポートフォリオのうち約3割程度について、1年を超える長期契約を契約することを希望しているが、現状、2割程度に留まっている。

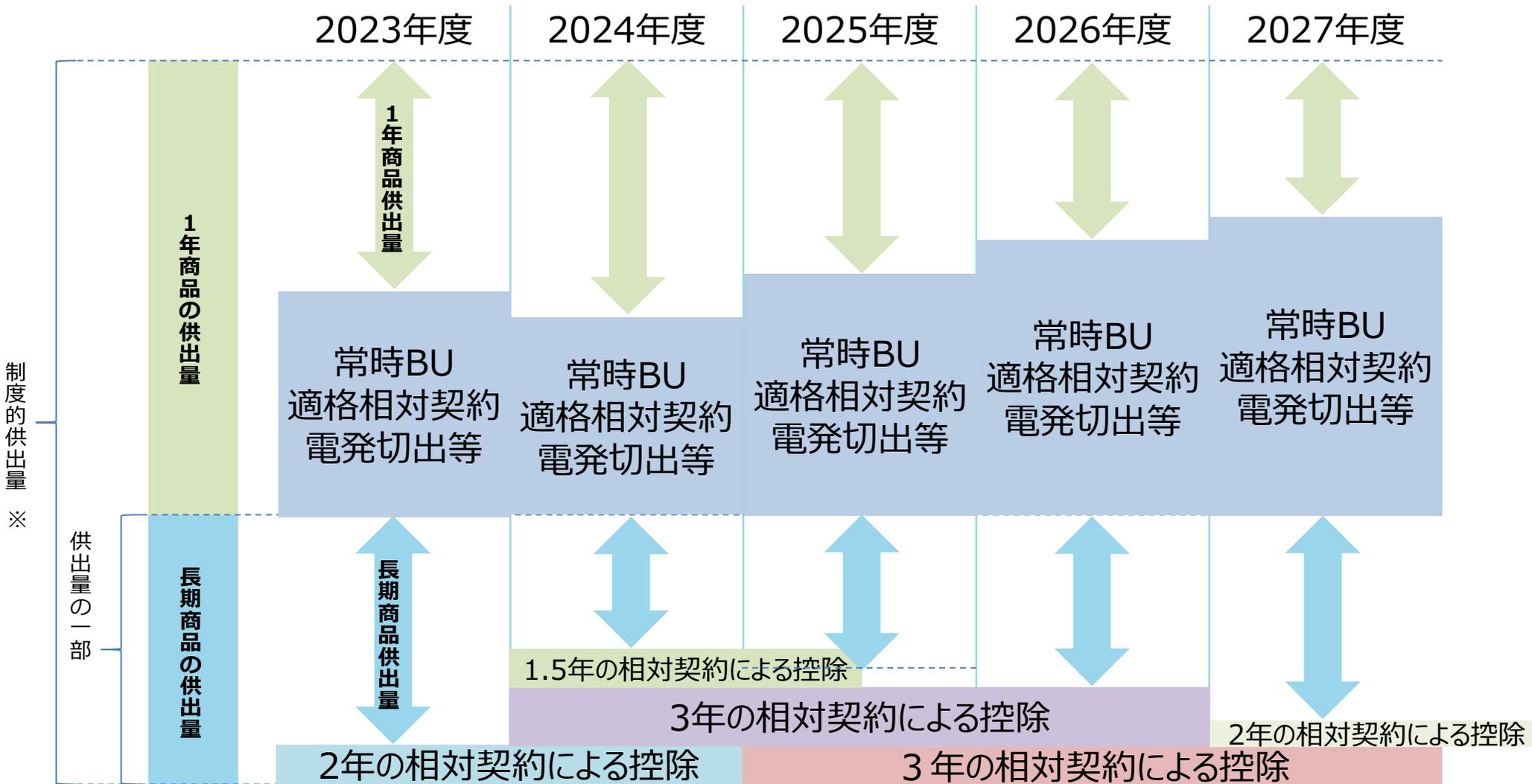
(2) 電気の調達に関する全体像 (2) - 1 : 電気の調達先

第60回電力・ガス基本政策
小委員会（2023年3月29日）資料6-1より抜粋

- 2021年度の契約期間別契約実績（kWhベース）と希望のポートフォリオの比較について、**各社の回答を単純平均**した結果は以下のとおり。現在の契約よりはやや長期の契約を望んでいることが分かる。



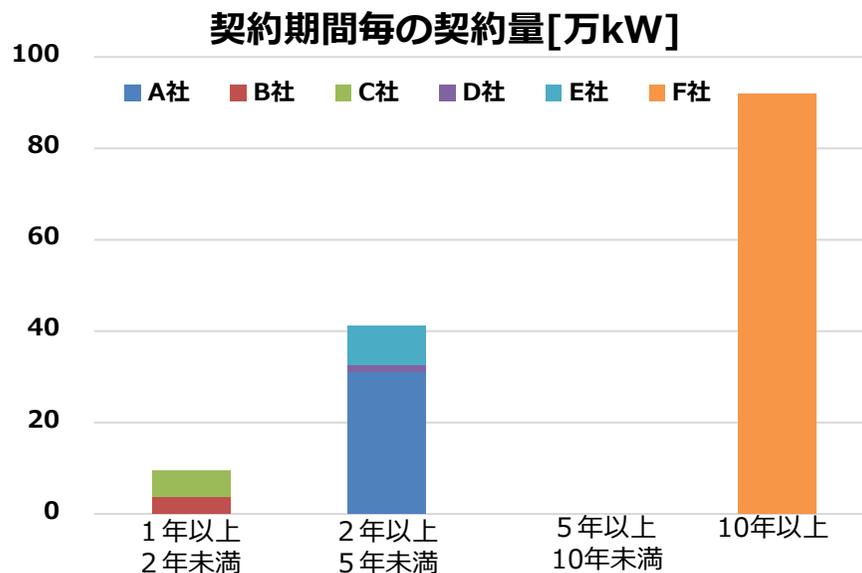
長期相対契約のインセンティブ設計のイメージ



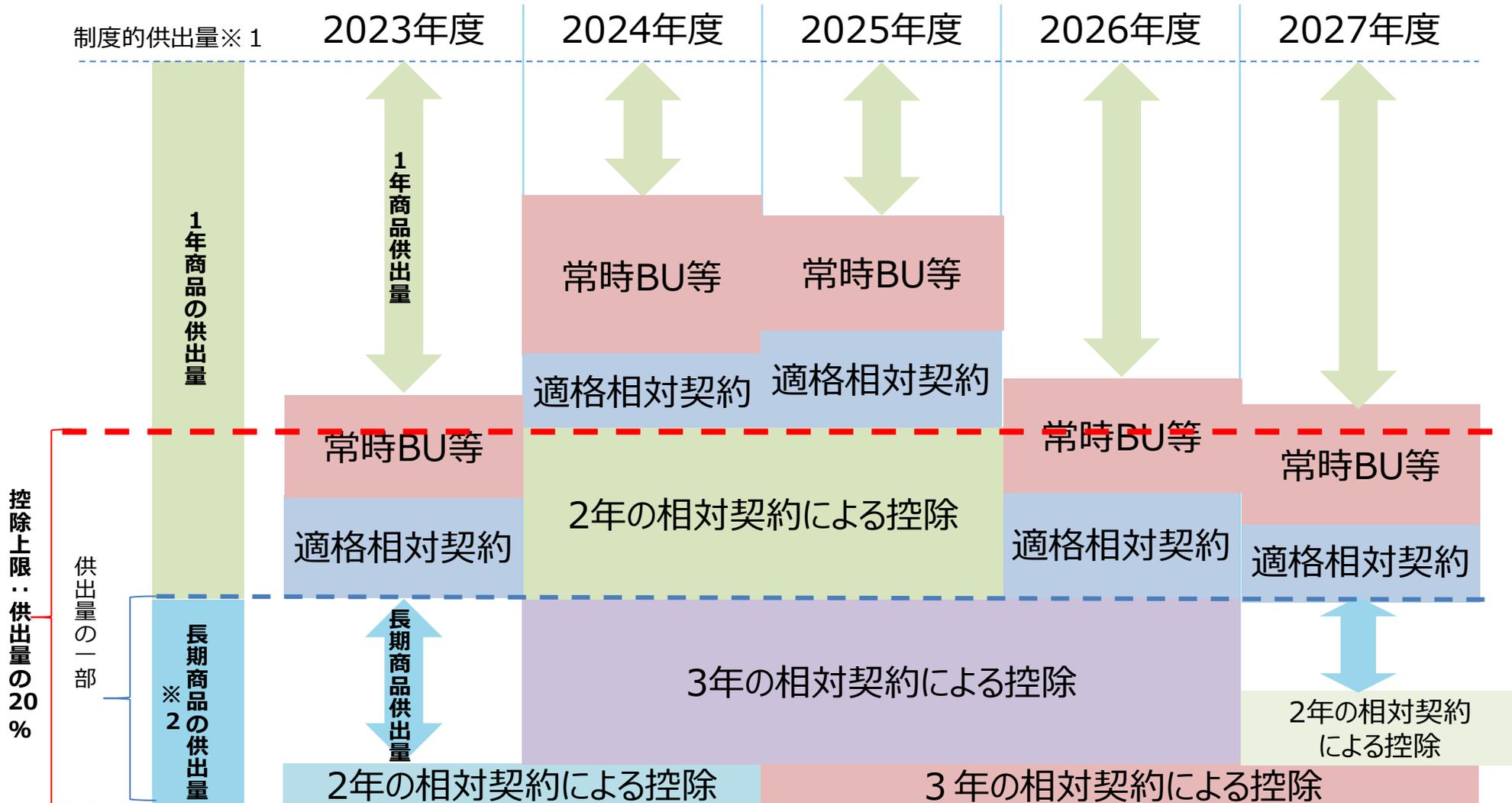
※制度的供出量は、エリア需用等により増減する。

長期相対契約を控除する場合の上限について

- 長期相対契約をB L市場の供出量から控除する際、長期商品に割り当てられた供出量を上限値とすることも考えられるが、その場合、長期相対契約インセンティブが一定以上働かない可能性がある。そのため、**長期商品に割り当てられた供出量を超える長期相対契約量については、1年商品に割り当てられた供出量から控除することも考えられるのではないか。**
- 一方で、長期相対契約は、B L市場の商品と同等の契約だけではなく、さまざまな条件のもと契約されたものも存在するため、**控除量の上限値を設定しなければ、必要以上に長期商品や1年商品の供出量が減少する可能性がある。**
- それらを踏まえ、既設の長期相対契約の状況や、制度的供出量及び適格相対契約控除量等を考慮のうえ、長期相対契約の控除量の上限を定めてはどうか。



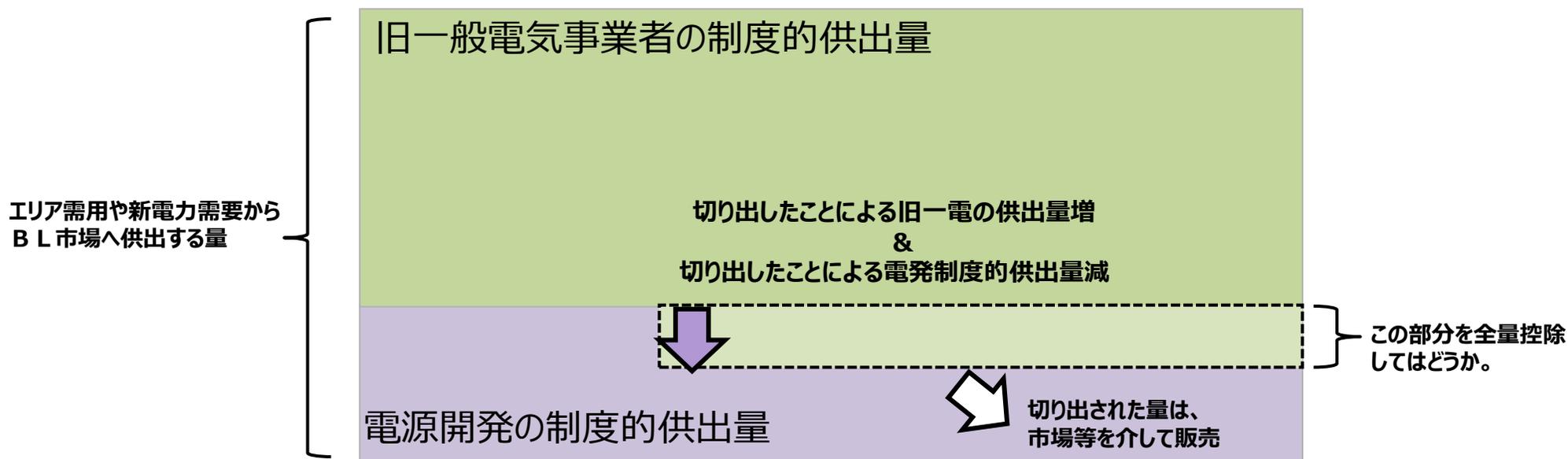
(参考) 控除上限イメージ 案：供出義務20%まで



※1 制度的供出量は、エリア需用等により増減する。

論点3-2: B L市場創設後の電発電源切り出しについて

- B L市場の制度的供出量は、エリアに供出する制度的供出量を、旧一般電気事業者の小売供給能力と、電源開発の旧一般電気事業者との長期契約に基づく融通の割合で按分している。
- 現在の供出量の計算方法では、電発電源を切り出すと、旧一般電気事業者の供出量の割合が増えてしまうため、旧一般電気事業者にとっては電発電源の切り出しを行うインセンティブがない。
- そのため、電発電源を切り出した分によって旧一般電気事業者の制度的供出量が増加することがないよう、B L市場創設以降、自主的に切り出しが行われた場合については、制度的供出量から総量分を控除することとしてはどうか。



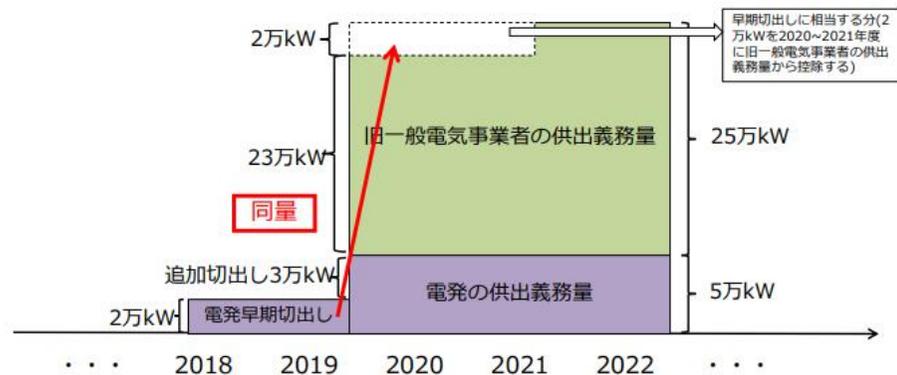
(参考) BL市場創設前の電発電源切り出しインセンティブ

- 電発電源切り出しインセンティブにおいて、BL市場創設前に早期の切り出しを行った場合と、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」開催以前に、電発電源供出義務を超えて早期切り出しを行っていた場合について、BL市場の供出義務量からそれら切り出し分の総量分を控除することとしている。

第13回制度検討作業部会（2017年10月30日）資料4より抜粋

論点⑧：電発電源切り出し（電発電源早期切り出しインセンティブに係る考え方）

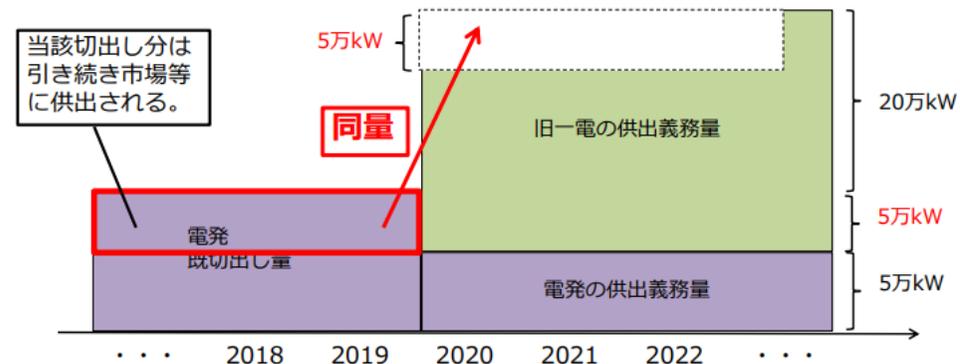
- 第8回制度設計作業部会の議論を踏まえ、旧一般電気事業者に対して、従前どおり電発電源の自主的な切り出しを求めただけではこれまで同様切り出しが進まない恐れがあるため、BL市場の創設前に早期の電発電源切り出しを行った場合、何らかのインセンティブを付与することとする。
- 例えば、BL市場に制度的に電源供出を求められる旧一般電気事業者が、同市場創設前に電発電源の切り出し等を行った場合、BL市場創設後の市場供出量を事前に切り出した総量分控除することとしてはどうか。



39

論点⑧：電発電源切り出し（自主的切り出しの扱い）

- 「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」開催以前に、電発電源の供出義務量を超えて早期切り出しを行っていた場合については、引き続き市場等に供出され、卸市場の活性化に寄与することを踏まえ、旧一般電気事業者の供出義務量から当該切り出し分が総量分控除することとしてはどうか。



40

- これまで、全体約1200万kW*⁴のうち、約5%にあたる約61.9万kW*⁵が切り出された。前年同時期と比べ進展は見られない。
- 各社とも更なる切出しについては未定となっている。

	切出し量	協議の状況等
北海道電力	年間2億kWh程度* ³ を 切出し済み	更なる切出しについては未定
東北電力	5万kW* ² を 切り出し済み	更なる切出しについては未定
東京電力EP	3万kW* ¹ を 切出し済み	更なる切出しについては未定
中部電力	1.8万kW* ¹ を 切出し済み	切出し対象の電源については、2021年3月末に電源開発との電力受給契約終了（切出し済み分を含む全量） 更なる切出しについては未定
北陸電力	1万kW* ¹ を 切出し済み	切出し対象の電源については、2021年3月末に電源開発との電力受給契約終了（切出し済み分を含む全量） 更なる切出しについては未定
関西電力	35万kW* ² を 切出し済み	更なる切出しについては未定
中国電力	1.8万kW* ¹ を 切出し済み	更なる切出しについては未定
四国電力	3万kW* ¹ を 切出し済み	更なる切出しについては未定
九州電力	8万kW* ¹ を 切出し済み	更なる切出しについては未定
沖縄電力	1万kW* ¹ を 切出し済み	更なる切出しについては未定

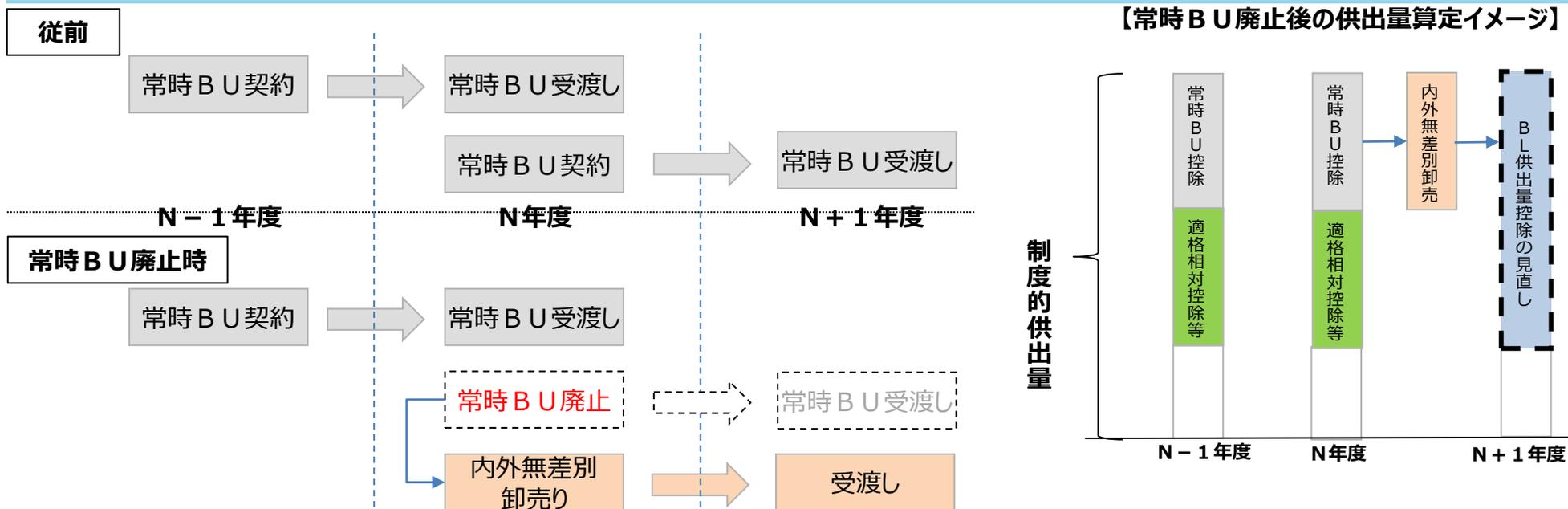
出所：旧一般電気事業者からの提供情報

*¹：送端出力、*²：発端出力、*³：年間総発電量、*⁴：設備総出力全体から、揚水発電所の出力約500万kWを除いたもの、*⁵：北海道電力分について、切出し量より便宜的に推計

※ ベースロード市場への供出のため、新たに切出しを行ったものについては含まない。

論点3-3：常時BU控除について

- 常時BUは、政策目的が一部重複することから、前年度の常時BU実績をBL市場への制度的供出量等から控除することとしているが、第59回電力・ガス基本政策小委員会において、内外無差別な卸売りを行っていると判断されたエリアについては、今後、常時BUを廃止することとした。
- 現状の供出量算定方式に基づけば、常時BUが廃止された年度においては、前年度実績をBL市場への供出量から控除することになるが、**内外無差別の卸売りにより、BL市場外での卸売は担保されていることになる**ため、電源へのアクセス環境は確保されていると考えられる。よって、**常時BUが廃止された年度においても、控除の対象とすることが考えられる。**
- なお、常時BUが廃止されたエリアにおいて、翌年度の常時BU控除については、**内外無差別の卸売りの取扱いを含め、適格相対契約控除等を含めた控除のあり方を見直すこととしてはどうか。**



(1) 常時BUの廃止（論点③：常時BU廃止の際のベースロード市場との関係）

第59回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年3月1日) 資料5より抜粋

- ベースロード市場の供出量等の算出の際に、前年度の常時BUの契約量等を控除することとなっている。そのため、このルールをそのまま適用すると、常時BUの廃止が開始する年度のベースロード市場の受渡しについては、常時BUが廃止されているにもかかわらず、前年度の常時BUの契約量等が控除された形で受渡しがなされることとなる。
- 常時BUの廃止は内外無差別な卸売りが前提のため、常時BUの廃止が決まった場合に、
 - ① ベースロード市場の供出量等から前年度の常時BUの契約量等を控除しないこととしても（この場合、ベースロード市場の供出量等は増加）、
 - ② ベースロード市場の供出量等から前年度の常時BUの契約量等を控除することとしても（この場合、ベースロード市場の供出量等は減少するが、代わりにベースロード市場以外の内外無差別な卸売り量が増加）、**新電力の電源アクセスの機会は確保されている**と考えられる。
- **本論点については、ベースロード市場の制度設計について議論がなされている制度検討作業部会において検討を行ってはどうか。**

(参考) ベースロード市場ガイドライン（令和3年6月25日改定、資源エネルギー庁）（抄）

※「入札前年度の常時バックアップ契約に基づく控除量 (g)」
前年度の常時バックアップ契約に基づく契約量及び実供給量をベースロード市場における供出量等から控除することとする。